

令和7年度栗東市国民健康保険税率について

【概要】

滋賀県においては、令和9年度（一部市町は令和11年度）に県内保険税（料）率の統一を行うと決定しており、令和9年度には「栗東市の税率」＝「標準保険税率」とする必要があります。

現在、「栗東市の税率」<<「標準保険税率」となっていることから、令和6年度に大幅な税率の引き上げ（約10%）を行いました。また標準保険税率とは乖離があり、また今後も加入者の高齢化や医療の高度化により、一人当たり医療費も年々増加していることから、令和7年度～9年度にかけても、引き続き税率も上げる必要があります。

一方で、本市の特別会計には多額の繰越金（令和6年度末時点で荒い試算で約3億円）がありますが、令和9年度に保険税率の統一化以降、繰越金を活用する機会が減少することから、繰越金残高を減らしていくことも検討が必要です。

なお例年、標準保険税率は国からの交付金の額等の通知を受けた滋賀県から、11月中旬に仮算定、年明けに本算定の数値が示されます。

【県標準保険税率について】

滋賀県より示された令和7年度標準保険税率（本算定）は下表のとおりです。

合わせて令和9年度までの標準保険税率の見込みも示されており、一人当たり保険税は、毎年約3%増（約3,000～5,000円増）となる見込みです。

なお、令和8年度以降、子ども・子育て支援金が上乗せされる予定ですが、今回の算定には含まれません。

<県標準保険税率（見込み含む）>

		令和6年度	令和7年度	令和8年度 (想定)	令和9年度 (想定)
医療分	所得割	7.42%	7.54%	7.85%	8.05%
	均等割	31,432円	32,399円	32,688円	33,505円
	平等割	21,721円	21,966円	22,162円	22,716円
支援金分	所得割	2.91%	2.80%	2.98%	3.10%
	均等割	12,030円	11,881円	12,136円	12,634円
	平等割	8,314円	8,055円	8,228円	8,565円
介護分	所得割	2.47%	2.36%	2.51%	2.59%
	均等割	12,632円	12,063円	12,097円	12,496円
	平等割	6,238円	6,026円	6,043円	6,242円
一人当たり標準 保険料（栗東市）		145,345円	148,426円 (+2.12%)	152,811円 (+2.95%)	157,333円 (+2.96%)

栗東市においては、令和9年度に県内保険税（料）率の統一を行う予定であるため、下記の表のとおり、「令和9年度栗東市国民健康保険税率」＝「令和9年度県標準保険税率」とする必要があります。

<栗東市国民健康保険税率（見込み含む）>

		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度 （想定）
医療分	所得割	6.37%	今回 算定	未 定	8.05%
	均等割	27,600円			33,505円
	平等割	18,900円			22,716円
支援金分	所得割	2.49%			3.10%
	均等割	10,800円			12,634円
	平等割	7,400円			8,565円
介護分	所得割	2.03%			2.59%
	均等割	11,700円			12,496円
	平等割	6,000円			6,242円
実際の一人当たり 保険料（栗東市）		126,984円			157,333円 （+23.90%）

[資料として、一人当たり保険税の伸び見込みグラフを添付]

【令和7年度栗東市保険税率案について】

令和7～9年度の3年間で、保険税率を約24%上げる必要があります。
以下の4パターンについて税額シミュレーションを行いました。

- 案①…令和6年度の税率を据え置き
→（8年度、9年度の2年で約24%の負担増が必要）
- 案②…令和7年度の県標準保険税率を適用
→（8年度、9年度の2年で約6%の負担増が必要）
- 案③…令和7～9年度に同じ比率（約8%）で税率を増加
→（8年度、9年度の2年で約16%の負担増が必要）
- 案④…令和7年度の一人当たり保険税増加分を約6%とする
→（8年度、9年度の2年で約18%の負担増が必要）

<令和7年度税額シミュレーション>

		① 据え置き	② 標準税率 (16.89%UP)	③ 等間隔増 (7.97%UP)	④ 6%UP
医療分	所得割	6.37%	7.54%	7.00%	6.84%
	均等割	27,600円	32,399円	29,700円	29,200円
	平等割	18,900円	21,966円	20,300円	20,000円
支援金分	所得割	2.49%	2.80%	2.68%	2.63%
	均等割	10,800円	11,881円	11,300円	11,100円
	平等割	7,400円	8,055円	7,700円	7,600円
介護分	所得割	2.03%	2.36%	2.25%	2.19%
	均等割	11,700円	12,063円	12,100円	12,000円
	平等割	6,000円	6,026円	6,100円	6,100円
調定額見込		1,092,809千円	1,233,629千円	1,167,188千円	1,148,168千円
活用繰越金見込		113,225千円	-20,553千円	42,565千円	60,635千円
一人当たり保険税 (想定)		126,984円	148,426円	137,100円	134,201円
モデル世帯① (年額・前年比)		30,900円 (±0円) (±0%)	35,500円 (+4,600円) (+14.89%)	32,900円 (+2,000円) (+6.47%)	32,400円 (+1,500円) (+4.85%)
		382,000円 (±0円) (±0%)	439,300円 (+57,300円) (+15.00%)	412,600円 (+30,600円) (+8.01%)	404,600円 (+22,600円) (+5.92%)

【モデル世帯①】 夫婦（65歳以上）、2名とも年金収入80万円＝所得額0円

【モデル世帯②】 夫婦（いずれも40歳代）＋子供1人（10歳代）、
夫婦の一方のみ給与収入350万円＝所得額237万円

【結論等】

- ・令和6年度末見込で繰越金が3億円近くあるため、急激に保険税率を上げる必要性は小さいですが、標準保険税率とは現段階でもまだ差があり、今回保険税率を据え置きや微増とした場合、令和8～9年度にかけて極端な増加率となることから、相応の税率増は必要であり、案③が妥当と思われます。
- ・繰越金について、令和9年度以降、保険税率の引き下げ目的での使用は出来なくなりますが、収納不足の場合の事業費納付金への充当、普通交付金の翌年度精算のための準備金、保健事業の充実などのため、令和9年度時点における繰越金は0円にはせず、1～1.5億円程度は残す予定です。
(統一化されても県に基金や繰越金が吸い上げられることはありません。)
- ・保険税率改定にかかる国保税条例の改正について、3月議会に提出予定です。
- ・国において下記の法改正予定があり、法改正後、国保税条例も改正します。
 - 国民健康保険税賦課限度額の引き上げ
(医療分:65万円→66万円、支援金分:24万円→26万円)
 - 国民健康保険税軽減判定所得の見直し
(5割軽減判定:29.5万円→30.5万円、2割軽減判定:54.5万円→56万円)